

「バーゼルⅡ適用開始後における金融検査について」  
 ≪ パブリック・コメントの概要及びそれに対する考え方 ≫

番号	関係箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	総論	全国地方銀行協会	改訂金融検査マニュアルの適用が早期に行われる場合、適用当初の検査においては、改訂内容を踏まえた方針・規程類の整備、組織体制の整備、人員の配置等を十分に終わらせることができない可能性もあり、その取組姿勢や努力を勘案の上、柔軟に対応してほしい。	態勢整備の検証に当たっては、形式的に方針・内部規程類の整備、組織体制の整備、人員の配置等を検証するのではなく、実質的な機能面に着目して検証を行います。機械的・画一的な検査とならないよう、十分に配慮いたします。
2	総論	全国地方銀行協会/ 第二地方銀行協会	今回の金融検査マニュアルの改訂を踏まえ、同マニュアルとの整合性を確保する観点から、金融検査評定制度についても一定の見直しが行われることを確認したい。 【ほか同旨1件】	金融検査評定制度につきましては、金融検査評定制度の改訂案を本日、同時に公表し、意見公募手続に付しております。
3	総論	全国地方銀行協会/ 第二地方銀行協会/ 全国信用金庫協会	・今回の金融検査マニュアルの改訂は、かなり大幅な改訂となることから、各検査官への改訂趣旨・内容の早期の周知とともに、改訂金融検査マニュアルは、画一的な適用を行うことなく、各金融機関の規模・特性等に応じた管理態勢の構築を求める旨の周知徹底を図ってほしい。 ・金融機関自身による規模・リスク特性等に見合った適切なリスク管理態勢について、金融機関と検査官との双方向の議論が十分に行われるようにしていただきたい。 【ほか同旨2件】	本日公表し意見公募手続を開始いたしました金融検査マニュアル改訂案のうち、【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】（以下「留意事項」といいます。）におきまして、「本マニュアルの適用に当たっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があること、チェック項目について記述されている字義どおりの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない」旨を記載しております。

番号	関係箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
4	総論	個人 (会社員)	金融機関に検査に入るとは肯定するが、都銀から地銀・信金・信組まで同じ秤ではおかしい。フェイス to フェイスの信用金庫のように経営体系も違う企業を全国ネットのメガバンクと同じ検査ではいただけない。 この機会に、ぜひ地域別の検査に変えてはどうかと思う。	同上
5	総論	個人 (会社員)	バーゼルⅡは都市銀行にのみ適応すべきではないか。	自己資本比率は、金融機関の経営の自由度を確保しつつ、金融機関が保有するリスクに見合う最低自己資本を維持させることによりその健全性を確保し、破綻を回避することを通じて、預金者保護とその信頼の確保を図り、信用秩序を維持するための極めて重要な指標です。バーゼルⅡは、各金融機関の規模・特性等に照らしつつ、より正確にリスクを計測することを目指すものであり、中小・地域金融機関のリスク管理の高度化にも資するものと考えます。
6	総論	第二地方銀行協会	今回公表されたマニュアル案は、金融庁告示第 19 号及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」で示された内容を検証項目として整理したものであり、金融機関に新たな対応を求めるものではないという理解でよいか。	本日、公表いたしました統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト、自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト、オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリストによって監督指針等における考え方を変更するものではありません。 金融検査マニュアルは検査に際しての具体的着眼点等を整理したものであり、検査においては、金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、適切なリスク管理態勢の整備等がなされているかについて検証を行うこととなります。

番号	関係箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
7	総論	全国信用金庫協会	<p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（Ⅱ-2-2-1(1)）」において、「規模やリスク特性等にかんがみて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない金融機関に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を基本とし、〈中略〉その規模やリスク特性等に応じ、経営改善のために必要と認められる適切なレベルの統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組みを促すこととする」と記載されているが、金融検査マニュアルにおいてもこの記載と同様のスタンスと考えてよいか。</p> <p>そうであるならば、規模やリスク特性等から直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を行うことが適当でないと判断した場合には、「早期警戒制度への対応を基本としながら、早期警戒制度で対象となるリスク以外のリスクも含めた統合的なリスク管理態勢を構築することを考えていく」という考え方でよいか。</p>	同上
8	総論	第二地方銀行協会	<p>チェックリストのⅠ、Ⅱには、各金融機関共通の検証項目、Ⅲは、そのうち先進金融機関の検証項目というように、チェックリスト内の構成の統一化を図っていただきたい。</p>	<p>本チェックリストの策定に当たっては、例えば各リスク管理態勢においては、Ⅰ. で経営陣によるリスク管理態勢の整備・確立状況、Ⅱ. で管理者によるリスク管理態勢の整備・確立状況という構成とすることにより、役割の明確化を意識したつくりとしたところです。そのうえで、Ⅲ. については、各リスクに関する個別具体的な問題点についてのチェック項目を記載しています（先進金融機関だけの検証項目という意味ではありません）。</p>
9	総論	第二地方銀行協会	<p>マニュアル案では、規模・特性及びリスク・プロフィールに見合った管理態勢が求められており、中小・地域金融機関における検証のレベル感が明確ではない。中小・地域金融機関を想定した検証事項のレベル感をミニマム・スタンダードとして例示で示していただきたい。</p>	<p>中小・地域金融機関といっても、金融機関の規模・特性及びリスク・プロフィールは様々であり、金融検査マニュアルにおいて、一律にレベル感として例示することは適当でないと考えます。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
10	総論		個人 (会社員)	検査項目には、ALM 委員会の機能、オペレーショナル・リスクの捕捉、内部統制・リスク管理態勢の整備、経営の継続性・危機管理に関する視点を入れてはどうか。	本日意見公募手続に付した金融検査マニュアル改訂案を含めた各チェックリストにおいて、お示しの視点に関する検証項目について記載しているところです。
11	共通	全般	全国地方銀行協会	各チェックリストで頻りに用いられている用語（「取締役会等」、「管理者」など）について、例えば、巻末に用語集を付けるなどして、定義を明確にしていきたい。	ご意見を踏まえ、定義等が必要と判断した用語については、金融検査マニュアル改訂案の「留意事項」及び各チェックリストの注記において、適宜記載いたしました。
12	共通	全般	全国銀行協会	「取締役会等」の範囲については、上級管理職（リスク管理担当役員）を含むと理解するがそれでよいか。	取締役会等は、取締役会のほか、常務会、経営会議等の経営陣レベルによって構成される経営に関する事項を決定する機関・組織を含みます。ただし、個人は含みません。なお、この定義については、本日公表し意見公募手続を開始いたしました金融検査マニュアル改訂案の「留意事項」にも記載いたしました。
13	共通	全般	全国地方銀行協会	各チェックリスト間の整合性を確保していきたい。例えば、「経営に重大な影響を与える一切の事案」の報告先が、自己資本管理態勢の確認検査用チェックリストでは「取締役会」となっているのに対し、統合的リスク管理態勢及びオペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリストでは「取締役会等」となっているが、これらに差を設ける必要はない（統一すべき）と考える。	ご意見を踏まえ、各チェックリスト間での整合性について配慮いたしました。ただし、ご指摘の自己資本管理態勢の確認検査用チェックリストの該当部分については、経営に極めて密接に関係する事項であるため、取締役会への報告が必要と考えます。
14	共通	自己資本 I.2.④	全国信用金庫協会	報告・承認態勢の整備については、「取締役会及び取締役会等」の役割としているが、他のチェックリスト（統合的リスク、オペレーショナル・リスク）においては、「取締役会等」の役割となっており、整合性がないため、両者を同一部門で行っている場合、レポーティングラインが異なってしまうことになり、実務上の混乱も懸念されることから、「取締役会等」としていただきたい。	

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
15	共通	全般	全国銀行協会/ 全国地方銀行協会	<p>執行役員制度が広く普及しているなか、リスク管理という「業務執行」に係る責任者については、必ずしも取締役ではなく、業務執行を担当すべく取締役会で選任された執行役員が就任しても問題ないと考えられることから、「業務執行」に係る責任者との意味合いで用いられている「担当取締役」という表現については、「担当役員」（執行役員を含む。）に変更していただきたい。</p> <p>【ほか同旨3件】</p>	<p>取締役でない執行役員が担当取締役の役割と責任を担っている場合には、当該執行役員が取締役会により担当取締役と実質的に同等の権限を付与されているか、責任の所在が明確になっているか、担当する業務執行について、取締役会による十分な監視が行われているか、等を総合的に検証した上、各チェックリスト上担当取締役に求められる役割及び責任を十分果たしているか検証することになります。</p> <p>なお、この点について、金融検査マニュアル改訂案の「留意事項」に記載いたしました。</p>
16	共通	全般	全国地方銀行協会	<p>内部規程類について、実務上の手順等が内容の大半を占めるものに関し、少なくとも具体的な実施手順を定めた部分等については、取締役会等の承認ではなく、担当役員若しくは部門長の承認で可としてほしい。</p>	<p>重要性の低い、実務的な細目を定めた具体的な実施手順等については、担当役員や部門長のレベルで決定することを否定するものではありません。</p>
17	共通	統合的 I. 2. ① / II. 1. ①、②  オペ I. 2. ① / II. 1. ①、②	全国銀行協会	<p>取締役会等が定める内部規程の取決めについては、金融機関が重要性を判断して取締役会等の承認を得る取決めを内部規程に記載し、実務レベルの手順等の重要性が低い取決めについては、当該リスク管理所管部長等により定めることを否定するものではないとの理解でよいか。</p>	
18	共通	I. 1/2.	全国地方銀行協会	<p>「方針の策定」と「規程の整備」は別項目で記述されているが、例えば規程の中に基本方針を包含するなど、各金融機関の独自の取組みを否定するものではないことを確認したい。</p>	<p>検査に当たっては、基本的に、形式を問うのではなく実質的に機能が発揮されているかを検証いたします。お示しの例では、方針として盛り込むべき内容が取締役会において適切に定められているか否かを検証することになります。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
19	共通	全般	全国信用金庫協会	経営方針、戦略目標、リスク管理方針を独立して書き分けられない場合に、これらを包含した形で定めることは可能と考えてよいか。	経営方針、戦略目標、リスク管理方針のそれぞれに記載すべき内容が必要な手続を経て適切に定められていることが重要であり、形式を問うものではありません。
20	共通	統合的 I.1.1.① 自己 I.1.1.① オペ I.1.1.①	全国銀行協会	「具体的な方策を立案・検討しているか」を「具体的な方策を立案・検討する態勢を整備しているか」に、「それを補う方策を検討しているか」を「それを補う方策を検討する態勢を整備しているか」に変更していただきたい。	「立案」については削除し、「具体的な方策を検討しているか」と修正いたしました。なお、担当取締役は、自ら担当するリスク管理についてその適正な管理態勢の整備・確立に向けた具体的方策を、少なくとも検討すべきであると考えます。
21	共通	統合的 I.1.③ オペ I.1.②	全国銀行協会	本マニュアルの内容を踏まえ、各リスク管理方針においては、取締役会及び取締役会以外の取締役会等の役割・責任を明確化すればよいと考えるため、「取締役及び取締役会等の役割・責任」を「取締役会等の役割・責任」に変更していただきたい。	取締役の中で、特に、当該リスク管理を担当する取締役には、管理態勢の整備・確立に向けた役割や責任がより求められると考え、「担当取締役及び取締役会等の役割・責任」と修正します。なお、当該項目は、例示として記載している項目です。
22	共通	I.1.	全国地方銀行協会	各チェックリストにおいて、「方針の策定」に関しては、「関連部署等に一任することなく、方針を定め」と記述されているが、「関連部署等が原案を策定したうえで、取締役会においてそれを主体的・能動的に検討し、確定すること」を否定するものではないことを確認したい。	取締役会の役割とされている項目については、取締役会自身において実質的議論を行い内容を決定することが求められますが、その原案の検討を他の会議体、部門又は部署で行うことを否定するものではありません。なお、「関連部署等に一任することなく、」とある部分は、削除しております。
23	共通	統合的 I.1.③	全国銀行協会	「取締役会は、(中略)関連部署等に一任することなく、方針を定め、組織全体に周知しているか」とあるが、「関連部署に一任することなく」と定められていない場合は、会社法に認められた範囲で、かつ取締役会で事前に明確に委任する旨を定めていれば、一任は許容されるとの理解でよいか。	

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
24	共通	統合的 I.1.③ オペ I.1.②	全国銀行協会	「上記①の方針及び具体的な方策についての分析・検討を行い」を「経営方針に則り」に変更していただきたい。	該当部分を削除いたしました。
25	共通	別添1の参考事項	第二地方銀行協会	「リーガル・チェック等」とは、「コンプライアンス・チェックを含み、例えば、法務担当者、法務担当部署、コンプライアンス担当者、コンプライアンス統括部門又は社内外の弁護士等の専門家により内部規程等の一貫性・整合性や、取引及び業務の適法性について法的側面から検証することをいう。」とされているが、リーガル・チェックはあくまでも法的側面の検証であり、「等」とすることにより、規程の一貫性・整合性まで含めるべきではないのではないか。	リーガル・チェック等については、誤解のないように、「留意事項」において明確化しております。
26	共通	統合的 I.2.① 自己 I.2.① オペ I.2.①  別添1の参考事項	全国銀行協会	「リーガル・チェック等を経て、統合的リスク管理方針（又は、自己資本管理方針、オペレーショナル・リスク管理方針）に合致することを確認した上で」とあるが、上位規程との整合性について当該リスク所管部で確認する場合、当該リスク所管部のコンプライアンス担当者に限定せず、当該リスク所管部のだれであってもよいと解釈できるようにすべきである。	内部規程が統合的リスク管理方針（又は自己資本管理方針、オペレーショナル・リスク管理方針）に合致することを確認する主体は、取締役会等であることにご留意ください。また、リーガル・チェック等は、上位規程との整合性のみ確認するものではなく、他の方針、内部規程等との整合性・一貫性が必要であることにご留意ください。 なお、「リーガル・チェック等」とは、コンプライアンス・チェックを含み、例えば、法務担当者、法務担当部署、コンプライアンス担当者、コンプライアンス統括部門又は社内外の弁護士等の専門家により内部規程等の一貫性・整合性や、取引及び業務の適法性について法的側面から検証することをいうものとして、「留意事項」に明記いたしております。

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
27	共通	自己資本 I.2.①	全国銀行協会	<p>「取締役会等は、自己資本管理規程についてリーガル・チェック等を経て、自己資本管理方針に合致することを確認した上で承認しているか」とあるが、これは、リーガル・チェック等で自己資本管理方針に合致することを確認させることにより取締役会等として合致を確認するということを意味しているのか。</p> <p>そうであるならば、リーガル・チェックは法的側面の検討を行うものであり、自己資本管理規程が自己資本管理方針に合致しているかについて法的側面の検討が必要とは思えないため、当該「リーガル・チェック等を経て」は削除していただきたい。</p> <p>また、違う意味であるならば、その意味を明確にしてください。</p>	同上
28	共通	統合的 I.2.① 自己 I.2.① オペ I.2.① 別添1の参考事項	全国銀行協会	<p>「リーガル・チェック等」にはコンプライアンス統括部門から任命を受けた統合的リスク管理部門のコンプライアンス担当者（いわゆるコンプライアンス・オフィサー等）によるコンプライアンス・チェックも含むとの理解でよいか。</p>	ご意見のとおり、リスク管理部門のコンプライアンス担当者（コンプライアンス・オフィサーを含む。）によるコンプライアンス・チェックも含まれます。



番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
29	共通	統合的 I.1.④/I.2.⑧/I.3.(1)③/I.3.(2)③  自己資本 I.1.⑤/I.2.⑦/I.3.(1)③/I.3.(2)③  オペ I.1.③/I.2.⑦/I.3.(1)③/I.3.(2)③	全国銀行協会	<p>・各管理態勢における「方針策定プロセスの有効性を検証」、「規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証」、「分析・評価プロセスの有効性を検証」及び「改善プロセスの有効性を検証」とは、具体的に何をすることを求めているのか、明確化していただきたい。</p> <p>・取締役会等が、方針策定、規程・組織体制の整備、分析・評価等する途上でいつどのようなことを検証したのかを恒常的に証跡に残すことを求めているのではなく、策定された方針、規程・組織体制、管理上の分析・評価等が不十分であると認められた場合、取締役会等自体の関与方法・内容に問題が無かったかを検査官が議事録、会議資料、取締役会等の構成メンバーとの面談等通じて確認するという解釈でよいか。</p>	<p>これらのチェック項目は、何らかの弱点・問題が認められた場合に、その原因を検証するため、これらのプロセスが有効に機能しているかをチェック項目として記載しているものであり、証跡を残しているか否かといった形式的な部分だけで判断するものではありません。</p> <p>なお、本日公表し意見公募を開始いたしました「金融検査評定制度」の改訂案では、これらの Check、Action（評価、改善活動）が有効に機能し、好循環が見られる場合、評定を行う上でのプラス要素として勘案することとしています。</p>
30	共通	オペ I.2.② 脚注1	全国信用金庫協会	<p>管理部門を独立した態様で設置しない場合のほか、例えば、委員会組織を管理部門として位置づけることは認められるのか。</p>	<p>管理部門については、独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が当該リスク管理を担当する場合や、部門や部署でなく責任者が当該リスク管理を担当する場合等）には、当該金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証することとしています。この際、委員会組織であるからといって、否定されるものではありません。</p>
31	共通	自己資本 I.2.②(iii) 脚注3	全国銀行協会	<p>「利益相反等の問題」の意味が不明のため、どのようなことを想定されているのか教えていただきたい。</p>	<p>ご質問を踏まえ、明確化の観点から、「利益相反等の問題を生じない合理的なものとなっているか否かを検証する。」を「牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。」と修正いたしました。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
32	共通	統合的 I.2.③(i) オペ I.2.③(i)	全国銀行協会	「内部規程・業務細則等を周知し」を「内部規程・業務細則等を周知させ」に変更していただきたい。	ご意見を踏まえ、修正いたしました。
33	共通	統合的 I.2.⑦ 自己資本 I.2.⑥ オペ I.2.⑥	全国銀行協会	金融検査評定制度においては、二重に評価することのないように配慮いただきたい。	金融検査評定制度につきましては、本日改訂案を公表し、意見公募手続に付しました。ご指摘の点につきましては、評定制度の運用においても十分配慮いたします。
34	共通	統合的 I.2.⑦ 自己資本 I.2.⑥ オペ I.2.⑥	全国銀行協会	内部監査は、毎年必ず全項目についてカバーすべきであるということではないとの理解でよいか。	内部監査については、被監査部門の状況に応じて頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性のあるものとなっていれば、毎年必ず全項目をカバーしなくとも足りると考えております。なお、経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト（案）Ⅱ．内部監査態勢の整備・確立状況をご参照ください。
35	共通	統合的 I.2.⑦ 自己資本 I.2.⑥	全国銀行協会	本文中、『例えば、以下の項目については、内部監査実施要領に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。』として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合的リスク評価で利用されるデータの正確性及び完全性</li> <li>・ 自己資本充実度の評価で利用されるデータの正確性及び完全性</li> </ul> とあるが、内部監査はリスクアセスメントをベースに対象範囲を設定しプロセスチェックを行うものであり、データの正確性・完全性等の深度・範囲については十分な検討が必要。	評価で利用されるデータの正確性及び完全性を確保する必要があります。 正確性及び完全性を確保する方法は金融機関によって様々であると認識していますので、その監査方法も様々であると考えます。

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
36	共通	統合的 I. 2. ⑦ 自己資本 I. 2. ⑥ オペ I. 2. ⑥	全国銀行協会	取締役会等が策定させた上で承認する「内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領及び内部監査の実施計画」については、現行マニュアルどおり監査方針及び重点項目等の内部監査計画の基本事項を意図するものであり、細目については部門長以下が承認することも可能であることを確認させていただきたい。	ご意見を踏まえ、内部監査実施要領については取締役会等が定め、内部監査計画については、その基本的事項について取締役会等が定めれば足りると整理し、その旨記載いたしました。
37	共通	統合的 I. 3. (1)② 自己資本 I. 3. (1)② オペ I. 3. (1)②	全国銀行協会	「その原因となる態勢上の弱点を適切に検証しているか。また、」を削除していただきたい。	ご意見を踏まえ、「その原因を適切に検証しているか」としたうえで、I. 3. (1)の①と統合するよう修正いたしました。
38	共通	統合的 I. 3. (2) 自己 I. 3. (2) オペ I. 3. (2)	第二地方銀行協会	「…上記3. (1)の分析・評価及び検討の結果に基づき…」という記載は、「…上記3. (1)の分析・評価の結果に基づき…」にすべきではないか。	ご意見を踏まえ、問題点等改善すべき点の原因の検証を上記3. (1)で行っていることに対応し、「検討」を「検証」に修正いたしました。
39	共通	統合的 II. 自己資本 II. オペ II.	全国銀行協会	左記該当項目の表題をはじめ、本検査マニュアルにおける「管理者」の定義は、現行金融検査マニュアル「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」の備考注記（「管理者」とは）のとおり、バーゼル銀行監督委員会文書「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」（2006年2月改訂）及び「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」（1998年9月）で定義された「上級管理職」（Senior management）に整合するものであることを確認したい。	管理者とは、各管理部門においては、各部門の上級管理職（取締役を含む。）、営業店においては、営業店長及び営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職（取締役を含む。）をそれぞれ表すものと位置付けております。 なお、この定義については、本日公表し意見公募手続を開始いたしました金融検査マニュアル改訂案の「留意事項」にも記載いたしました。

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
40	共通	統合的 II. 1. ② 自己 II. 1. ② オペ II. 1. ②	全国信用金庫協会	管理規程の例示の末尾が、一様に「～に関する取決め」となっているが、例示の前文において「以下の項目に関する取決めについて明確に記載される等…」と記述した方がより適切ではないか。	ご意見のような包括的な記載も可能と思われませんが、管理規程については、記載事項のそれぞれが一定の事項に関する「取決め」であることを明示するためこのような記載となっております。
41	共通	統合的 II. 1. ③ 自己 II. 1. ③ オペ II. 1. ③	全国信用金庫協会	「経営に重大な影響を与える一切の事案」とあるが、「一切の」との表現は必要ないのではないか。	ご意見を踏まえ、「一切の」を削除いたしました。
42	共通	統合的 III. 1. (1) (iii) オペ III. 2. (1) (iii)	全国銀行協会	「また、当該対象外のリスクに対しても十分なリスク資本を配賦しているか。」を削除していただきたい。 削除できない場合には、以下のとおり修正していただきたい。 <修正案> 「また、当該対象外のリスクに対する管理態勢も勘案して自己資本の十分性を定性的に判断し方針を策定しているか。」	ご意見を踏まえ、明確化の観点から、「また、当該対象外のリスクに対しても十分なリスク資本を配賦しているか。」を「また、当該対象外のリスクを十分に考慮してリスク資本を配賦しているか。」と修正いたしました。
43	共通	統合的 III. 1. (1) (iii)	全国信用金庫協会	計測対象外のリスクについてはそもそも計量化が困難なリスクが含まれると思われるが、それに対して資本配賦が十分であることをどのように確認し得るのか。	

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
44	共通	統合的 Ⅲ. 1. (3)② オペ Ⅲ. 2. (3)②	全国銀行協会	監査範囲の4点目「経営陣向けの情報システムに遺漏が無いこと」は「経営陣向けの情報システムの構築の適切性」と変更していただきたい。	金融機関において、経営陣が把握すべきリスクの内容は様々ですが、経営陣向けの情報システムにおいて、経営判断上必要とすべき情報に遺漏があってはならないと考えます。
45	共通	統合的 Ⅲ. 1. (2)① (i)/Ⅲ. 1. (2)① オペ Ⅲ. 2. (2)① (i)/Ⅲ. 2. (2)①	全国銀行協会	【1】 Ⅰ. 2. ②に記載されているとおり、リスク管理態勢を整備するのは取締役会等の役割であると考えます。よって、Ⅲ. 1. (2)①(i) [オペ：Ⅲ. 2. (2)①(i)] の「取締役等及び取締役会」を「取締役会等」に変更していただきたい。  【2】 Ⅲ. 1. (2) [オペ：Ⅲ. 2. (2)] の表題にある「取締役等及び取締役会」及びⅢ. 1. (2)① [オペ：Ⅲ. 2. (2)①] の表題にある「取締役等」についても、「取締役会等」に変更していただきたい。	【1】 当該検証項目は、Ⅰ. の経営陣の役割に同様の趣旨の記載があることから、削除し、整理いたしました。  【2】 ・【1】のとおり、当該検証項目の主体を整理したため、修正いたしました。 ・(2) ②のタイトルとの平仄をとり、修正いたしました。
46	共通	統合的 Ⅲ. 1. (2)① (iv) オペ Ⅲ. 2. (2)① (iv)	全国銀行協会	Ⅲ. 1. (2)①(iv) [オペ：Ⅲ. 2. (2)①(iv)] について、Ⅲ. 1(2)①(ii) [オペ：Ⅲ. 2. (2)①(ii)] との整合性をとるため、「取締役等」を「取締役」に変更していただきたい。	ここでは取締役のほかにも監査役についても含まれると考えております。
47	共通	統合的 Ⅲ. 1. (3)③ オペⅢ. 2. (3)③	全国銀行協会	本項の主体は「管理部門」と考えられるため、統合的リスク管理Ⅲ. 1. (5)③【統合リスク計測手法等の検証態勢及び管理態勢】、オペレーショナル・リスク管理態勢Ⅲ. 2. (5)③【計量手法等の検証態勢及び管理態勢】において各々記載すべきである。	本項の主体は管理部門だけとは限りません。

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
48	統合的	別添2 統合的リスク 管理態勢に関 する検証の考 え方	第二地方銀 行協会	今回チェックリスト案と併せて公表された「統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方」の位置付けを明確にしていきたい。	「統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方」は、統合的リスク管理態勢を検証するに際しての運用方針を示したものであり、統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)とともに意見公募手続に付したものです。この運用方針に基づいて実際の検証が行われることになります。
49	統合的	別添2 統合的リスク 管理態勢に関 する検証の考 え方	第二地方銀 行協会	「統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方」に示された「バーゼルⅡの適用開始後の検査においては当面以下の方針で検査する」の「当面」とは、将来的に統合リスク管理態勢への一本化を視野に入れたものではないと理解してよいか。	最終的には一本化するという意味ではありません。
50	統合的	別添2 統合的リスク 管理態勢に関 する検証の考 え方	第二地方銀 行協会	「統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方」に示された「より大規模かつ複雑なリスク」の定義をより明確にしていきたい。	<p>「より大規模かつ複雑なリスク」の定義については、リスクの種類、金融機関のリスクの管理方法によって大きく異なるため記述しておりません。</p> <p>「より大規模なリスク」はその金融機関全体のリスクに占めるそのリスク割合と市場規模に対するそのリスクの相対的大きさによって判断されます。「複雑なリスク」については、リスク・プロファイルによって総合的に判断されるものです。(リスク・プロファイルについては58番参照)</p> <p>例えば、オプション等のデリバティブの複雑さをもって直ちにリスクが複雑であるとはいえないことに留意が必要です。なお、「伝統的なバンキング業務」には、伝統的な住宅ローン、伝統的な定期預金が含まれます。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
51	統合的	別添2 統合的リスク 管理態勢に 関する検証の 考え方	全国信用金 庫協会	<p>「より大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関」とは、「より大規模なリスク」かつ「複雑なリスク」を抱える金融機関と解されるが、「より大規模」とは、例えば、絶対額なのか、資産に占める一定以上の割合なのか、具体的にどのような状態をいうのか不明瞭であるので、できる限り明らかにしていただきたい。</p>	同上
52	統合的	別添2 統合的リスク 管理態勢に 関する検証の 考え方	全国信用金 庫協会	<p>モゲージ債券の原資産である住宅ローンなど、伝統的な金融商品でも期前弁済、中途解約等のオプション性リスクを内包している。また仕組債、仕組ローンについても、単純なデリバティブの組み合わせ商品から複雑な商品まで、スキームは様々である。</p> <p>したがって、複雑なリスクとして例示されているオプション固有リスクは該当範囲が広すぎ、複雑なリスクの指標として適当でないため、各種リスクをレバレッジするスキームを内包する金融商品や、マルチコール型のオプション組込商品を、複雑性の指標として例示する、または、伝統的な或いは比較的単純なオプション性商品の保有については、「大規模かつ複雑なリスク」の保有に該当しないことを明記する等の対応をしていただきたい。</p>	同上

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
52	統合的	別添2 統合的リスク 管理態勢に関 する検証の考 え方	預金等受入 金融機関	<p>「伝統的なバンキング業務」と「複雑なリスク」とを区別する基準を以下の a) から d) の例をベースに明示願いたい。即ち、「複雑なリスク」の例として「仕組債・仕組ローン等のオプション組込商品やモーゲージ債券等のオプション内包型商品に存在するオプション固有リスク（非線形リスク）」が挙げられているが、以下の商品は「複雑なリスク」を含む商品として含むべきか否か。</p> <p>a) 変動利付国債 日本銀行金融機構局金融高度化センター開催の金融高度化セミナー（2006年7月10日開催他）の資料「市場リスク管理の枠組みと仕組商品投資の留意点」においても変動利付国債は仕組商品として認識されており、かつ同様なリスクを内包する「仕組債」も存在するが、変動利付国債の扱いは如何。</p> <p>b) 物価連動国債 市場金利との一定の相関性は認められると考えられるものの、市場金利に変動するとは言えない本商品も一種の仕組商品と位置づけることは可能と思われるが、物価連動国債の扱いは如何。</p> <p>c) 住宅ローン 住宅ローンは何時でもいくらかでもペナルティーなしで返済可能な「Anytime Partially Callable Loan」であることから実質的なオプション組込商品と言えるが、住宅ローンの扱いは如何。モーゲージ債が「複雑な商品」例として挙げられていることから同様な扱いとの理解で良いか。</p> <p>d) 定期預金 所謂「定期預金」は満期前の任意の時点で顧客が中途解約してもその時のマーケット環境に関係無く元本割れしない商品、即ち解約コストに上限（預入後に市場金利が上昇しても経過分の定期預金金利が解約コストの上限）となるオプション内包型商品と考えられるが定期預金の扱いは如何。</p>	同上



番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
53				<p>上記商品の何れもが「複雑なリスク」を含む商品として含まれない場合</p> <p>仕組債のようにデリバティブ内包型商品の場合、デリバティブ部分に関し定量的なリスク管理が可能であることが「統合リスク管理」の枠組み構築の必要性並びに「統合リスク計測手法」に関する妥当性検証が行われる背景と推測されるが、住宅ローン・定期預金等、そのオプション性はより複雑かつ定量的なリスク管理が困難なものに関してリスク計測手法の妥当性検証は求められないのか。</p>	同上
54	統合的	別添2 統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方	預金等受入 金融機関	「より大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関」における「より大規模」とは具体的に何を意味するのか。「複雑なリスク」の商品の資産負債に占める割合による具体的な線引き基準は存在するのか否か。	
55	統合的	I. 【検証のポイント】 別添2 統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方	証券会社	金融機関が採用すべきリスク評価方法の種類や水準は、金融機関の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものとされているが、「別添2」によると、仕組債・仕組ローン等のオプション組込商品やモーゲージ債券等のオプション内包型商品に存在するオプション固有リスク（非線形リスク）が複雑なリスクにあたる例示されており、これらの商品を保有していた場合、より高度な統合的リスク管理方法が求められると考えてよいか、ご教示いただきたい。	
56	統合的	別添2 統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方	預金等受入 金融機関	「伝統的なバンキング業務」には住宅ローン、伝統的な定期預金が含まれるとの理解で良いか。	

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
57	統合的	別添2 統合的リスク 管理態勢に関 する検証の考 え方	全国信用金 庫協会	「伝統的なバンキング業務以外の業務に関するリスクが極めて限定的な金融機関」とあるが、「極めて」との表現から、ほとんどの金融機関が検査において統合的なリスク管理態勢を否定されるおそれがある。したがって、「極めて」という表現を削除していただきたい。	同上
58	統合的	I. 【検証ポイント】	全国信用金 庫協会	「リスク・プロファイル」の定義を記載していただきたい。	<p>金融検査マニュアル改訂案の「留意事項」に記載いたしました。</p> <p>各リスクが有する特徴を表す様々な要素により構成されるものを総称してリスク・プロファイルといいます。</p> <p>その構成要素の内容及び詳細さは、対象となるリスクの種類、金融機関の採用しているリスク管理方法等によって異なります。敢えて、比較的共通の認識が持てる市場リスクについて例示すると、リスク・プロファイルは、リスクの存在する地域（国、拠点等）、リスクの種類（金利、株、為替等）、基準通貨（円、ドル、ユーロ等）、カントリーリスク、上場・非上場、債券格付等々のリスクの概要と、ファットテール、ドリフト効果、ボラティリティー・クラスタリング等の損益分布の性質・傾向性によって構成されません。</p> <p>更にオプション取引に関しては、ボラティリティーの変動によるベガ・リスク、損益パターンの非線形性によるガンマ・リスク等のオプション固有のリスク特性、デリバティブ取引、オプション性を内包した資産負債に関しては、経路依存性、金利及びボラティリティーの期間構造等に基因するリスク特性もリスク・プロファイルの要素となります。</p> <p>なお、信用リスク、オペレーショナル・リスクについては、リスクの種類、リスク管理方法、プロファイリングの仕方等によって、リスク・プロファイルの構成要素は大きく異なります。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
59	統合的	I. 【検証ポイント】	全国信用金庫協会	統合的リスク管理においても「金融機関の経営体力（自己資本）と対比すること」が求められているが、計量化（数量化）できないリスクにも対応するために、「金融機関の経営体力（自己資本）と対比すること等」としていただきたい。	<p>・ご意見を踏まえ、「統合的リスク管理」と「統合リスク管理」の違いについて明確化し、以下のとおり修正いたしました。</p> <p>「統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいう。</p> <p>「統合リスク管理」とは、統合的リスク管理方法のうち各種リスクをVaR等の統一的な尺度で計り、各種リスクを統合（合算）して、金融機関の経営体力（自己資本）と対比することによって管理するものをいう。他方、「統合リスク管理」によらない統合的リスク管理とは、例えば、各種リスクを個別の方法で質的又は量的に評価した上で、金融機関全体のリスクの程度を判断し、金融機関の経営体力（自己資本）と対照することによって管理するものが考えられる。」</p>
60	統合的	I. 【検証ポイント】	全国地方銀行協会	「統合的リスク管理」と「統合リスク管理」の違いについて確認したい。例えば、信用・市場・株式の各リスクについてはVaR値を、オペレーショナル・リスクについてはバーゼルIIでいう粗利益配分手法による所要自己資本を、その他資産については残高に一定の掛目を乗じた金額をもって、それぞれ内部管理上の「リスク量」と行内的に定義して管理している場合、各リスクを統一的尺度で計っていないということで、「統合リスク管理」を行う金融機関には該当しないことになるのか。	<p>「統合リスク管理」とは、統合的リスク管理方法のうち各種リスクをVaR等の統一的な尺度で計り、各種リスクを統合（合算）して、金融機関の経営体力（自己資本）と対比することによって管理するものをいう。他方、「統合リスク管理」によらない統合的リスク管理とは、例えば、各種リスクを個別の方法で質的又は量的に評価した上で、金融機関全体のリスクの程度を判断し、金融機関の経営体力（自己資本）と対照することによって管理するものが考えられる。」</p>
61	統合的		個人	<p>「統合的リスク評価手法」（p2）と「統合リスク計測手法」（p12）の違いを明確にすべきと考えます。</p> <p>対案：例えば、「統合リスク計測手法」について、原案に代えて「各リスクをVaRなどの統一的な尺度で計ったうえで、各リスク間の相関等を考慮した一定の計算式に基づき金融機関全体のリスク量を認識する手法」と定義するなど、原案よりも「各リスクを統合して計測する」という箇所を明確化しては如何でしょうか。</p>	<p>・リスク評価手法とは、リスクの性質・傾向性、特性、大きさについて質的又は量的に分析し、損失の程度を判断する手法です。</p> <p>リスク計測手法とは、リスク評価手法の中でもリスクを量的に分析し、損失の程度を判断する手法です。</p>
62	統合的	I.1.③	第二地方銀行協会	「…（以下「ALM委員会」という。）…」という記載は、「…（以下「ALM委員会等」という。）…」にすべきではないか。	<p>ご意見を踏まえ、I.3.④【ALM委員会等の整備】中において、「ALM委員会又はこれと同等の機能を有する組織（以下「ALM委員会等」という。）」と修正することで対応いたしました。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
63	統合的	I.1.③	全国銀行協会	「新規業務」、「新規商品」と「新規外部委託」については、後者を別途オペレーショナル・リスク管理態勢等、他のリスク管理態勢で記述していただきたい。	ご意見を踏まえ修正いたしました。
64	統合的	I.2.④	全国信用金庫協会	ALM委員会等の設置を「取締役会」としているが、①ALM委員会等を設置せずにリスク管理部門で行っている場合もあること、②既に取締役会等によってALM委員会が設置されているケースが多いことから、統合的リスク管理部門の設置と同様、「取締役会等」としていただきたい。	ご意見を踏まえ、修正いたしました。
65	統合的	I.2.⑦/ Ⅲ.1.(3)②	全国地方銀行協会	I.2.⑦で、統合的リスク管理の内部監査実施要領に明確に記載すべき項目として例示されている8項目と、Ⅲ.1.(3)②で、統合リスク計測手法を用いている場合の内部監査の監査範囲として限定列挙されている10項目は、どのような関係になるのか（統合リスク計測手法を用いている場合には、前者の項目に加え、後者の項目についても監査する必要があるという趣旨か）。	前者は統合的リスク管理における内部監査の監査範囲の例示を記載しています。後者は統合リスク計測手法を用いている場合の内部監査の監査範囲を記載しています。したがって、後者については統合リスク計測手法を用いている場合に監査する必要がありますが、前者については金融機関が必要性を判断することになります。
66	統合的	統合I.2.⑦	全国銀行協会	例示されている項目は、「Ⅲ. 個別項目」記載の点とも重複しているとの印象があるため、整理したうえで、「Ⅲ. 個別項目」には、ここで例示されている項目に加えて必要となる事項を記載するなど、表現を工夫していただきたい。	

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
67	統合的	Ⅱ.1.②	第二地方銀行協会	「統合的リスク評価方法及び各リスクの評価方法に関する取決め」の「及び各リスクの評価方法」は削除すべきである。	統合的リスク評価方法で用いられる各種リスクの評価方法と、各種リスク管理で用いられるリスクの評価方法が異なる場合もあることを想定した記載となっています。本項目はあくまでも例示であり、同一のリスク評価方法を用いている場合は、その旨、記載されていけばよいと考えます。
68	統合的	Ⅱ.1.③(iii)	第二地方銀行協会	「管理者は、統合的リスク管理方針に定める新規商品等に関し、新規商品等審査のため内在するリスクの特定の要請を受けた場合、各リスク管理部門を通じ、…」の「新規商品等審査のため内在するリスクの特定の要請を受けた場合」は削除すべきである。	ご意見を踏まえ、「内在するリスクの特定の要請を受けた場合」について削除いたしました。
69	統合的	Ⅱ.1.③(v)	第二地方銀行協会	「管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合う、信頼度の高い統合的リスク管理システムを整備しているか。」とあるが、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「統合的リスク管理システム」とは、コンピュータ等を指しているのか、それとも全般的な統合的リスク管理態勢のことを示しているのか。</li> <li>・「業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合う」とは、何らかの方法（基準）で検証する必要があるのか。</li> <li>・「信頼度の高い」とは、どのような基準で判断するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえ、「統合的リスク管理システム」について明確化するために、以下のとおり注記を追加いたしました。 「システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。」</li> <li>・システムの性格に応じて検証方法・判断基準を考えていただく必要があります。</li> </ul>
70	統合的	Ⅱ.1.③(vi)	第二地方銀行協会	「管理者は、統合的リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修態勢を整備し、…」とあるが、研修態勢とは、OJTなども含むという理解でよいか。	ご質問を踏まえ、「研修」を「研修・教育態勢」と修正し、明確化を図りました。

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
71	統合的	Ⅱ. 2. (1)① (ii)	第二地方銀行協会	<p>「…また、自己資本比率の算定において対象としていないリスクについても管理対象とすべきか検討しているか」とは、リスクの計量化を前提とした確認を求めるものではないという理解でよいか。例えば、「資産残高に基づく重要性」といった定性的な判断でも差し支えないという理解でよいか。</p>	<p>基本的に、そのようなご理解で差し支えありません。</p>
72	統合的	Ⅱ. 2. (2)①	第二地方銀行協会	<p>「…及び前提条件等の不確実性のモニタリングも行っているか」とあるが、「前提条件等の不確実性のモニタリング」とは具体的にどのような内容を想定しているものか。</p>	<p>ご質問を踏まえ、「前提条件等の不確実性のモニタリング」を「前提条件等の妥当性のモニタリング」と修正いたしました。</p>
73	統合的	Ⅱ. 2. (3)①	第二地方銀行協会	<p>「管理不可能なリスクが存在する場合」として、「統合的リスク管理の管理対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や統合的リスク管理の管理対象とするリスクではあるが適切な管理が行えない場合」とあるが、適切な管理が行えない場合とは具体的にどのような場合を想定しているのかを明確にしていきたい。</p>	<p>例えば、リスクを特定できるが、モニタリング、コントロール等が行えない場合などを想定しています。</p>
74	統合的	Ⅱ. 2. (3)①	証券会社	<p>管理不可能なリスクが存在する場合の一例として、保有資産の詳細が開示されない運用商品（例えば、一部のファンド）を保有している状態が考えられるが、その場合でも、十分な観測期間における過去の価格推移データ、または過去の相場変動に即したシュミレーションデータ等に基づき VaR を算出の上、リスク限度枠又はリスク資本枠の範囲内に収めることでリスク管理可能と考えてよいか、ご教示いただきたい。</p>	<p>本日公表し意見公募手続を開始いたしました「市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（案）」に基づき、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らして検証した上で、個別に判断するものであると考えます。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
75	統合的	Ⅱ. 2. (3)①	証券会社	<p>手元システムでリスク量を計算できなくとも、販売会社から適時に感応度情報等の提供を受け、当該情報を元に適切なリスク限度枠又はリスク資本枠を設定することができれば、統合的リスク管理としてよいか、ご教示いただきたい。</p>	<p>金融機関自らがリスク量を計算せずに、外部業者等に計算を委託している場合であっても、自らリスク量の妥当性を検証する必要があります。</p> <p>本日公表し意見公募手続を開始いたしました「市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（案）」及び「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（案）」並びに本日公表した部分に係る「オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」の外部業者が開発したリスク計測（計量）モデルを参照ください。それらの検証項目に基づき検証し個別に判断するものであると考えます。</p>
76	統合的	Ⅲ. 1. (3)②/ Ⅲ. 1. (5)③	全国地方銀行協会	<p>Ⅲ. 1. (3)② 頁で、内部監査の監査範囲として「統合リスク計測手法及び前提条件の妥当性」が挙げられている一方、Ⅲ. 1. (5)③ 頁で、「統合リスク計測手法及び前提条件等については、各業務部門から独立した他の組織（例えば、内部監査部門、外部コンサルタント等）において、その妥当性を定期的に検証しているか」と記述されているが、記述が整合的でないのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、【統合リスク計測手法等の検証態勢及び管理態勢】の検証項目について、以下とおり修正いたしました。</p> <p>&lt;修正前&gt;</p> <p>「統合リスク計測手法及び前提条件等については、各業務部門から独立した他の組織（例えば、内部監査部門、外部コンサルタント等）において、その妥当性を定期的に検証しているか。」</p> <p>&lt;修正後&gt;</p> <p>「統合リスク計測手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、統合リスク計測手法、前提条件等の妥当性について検証されているか。」</p>
77	統合的	Ⅲ. 1. (5)① (iii)	証券会社	<p>各リスクの相関（分散効果）を考慮して統合的なリスク量（VaR）を算出している場合、バック・テストを定期的に行うことにより、その計測手法の安定性が検証できれば、相関を考慮することの妥当性が定期的に検証できているとしてよいか、ご教示いただきたい。</p>	<p>ご質問の箇所の各リスクとは、市場、信用、オペレーショナル・リスク等を想定しています。この場合、妥当性の検証として、バック・テストを定期的に行うことも一つの方法であると考えます。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
78	統合的	Ⅲ. 1. (6)	全国信用金庫協会	<p>「資本対比収益（率）等の経営指標」の活用度合いは、資本の意味合いが株式会社と異なる協同組織金融機関においては要求水準が異なると思われるので、注書き等で、「協同組織金融機関については、資本の位置づけが株式会社とは異なるため、資本対比収益（率）等の経営指標の活用度合いが異なることに留意する。」ことを明記すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下とおり注記を追加いたしました。</p> <p>「経営方針、戦略目標等によって、資本対比収益（率）等の経営指標の活用度合いが異なることに留意する。」</p>
79	統合的	I. 1. ③	全国銀行協会	<p>明確に記載すべきと列挙されている項目を全て包含する統一的な「統合的リスク管理方針」を作成する必要はなく、複数の方針等において網羅的に定められていればよい、との理解でよいか。</p>	<p>複数の方針によって統合的リスク管理方針を代替する場合もあると思われませんが、その場合、内部規程が網羅的であり、有機的に一体の統合的リスク管理方針として機能しているか、検証することになります。また、内部規程についても同様です。</p>
80	統合的	I. 2. ①/ II. 1. ①②	全国銀行協会	<p>統合的リスク管理に関する取決めを全て包含する統一的な「統合的リスク管理規程」を作成する必要はなく、複数の規程等において網羅的に定められていればよい、との理解でよいか。</p>	



番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
81	自己資本	I. 【検証ポイント】	全国銀行協会	<p>【検証ポイント】の第1項目として記載のある内容については、以下の理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己資本充実度の評価 （統合リスク管理の手法に基づき）リスクの状況を把握し、これを金融機関の経営体力（自己資本等）と対比することにより、保有しているリスクの健全性・適切性を図ること。</li> <li>・自己資本充実に関する施策の実施 自己資本充実度の評価及び算定された自己資本比率等の状況を、経営計画・資本計画等に適切に反映し、健全性を維持するための必要な施策を実行すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己資本充実度の評価 「統合リスク管理」ではなく統合的リスク管理に基づくリスクの状況の把握であり、また自己資本に対比してリスクの健全性・適切性を図るのではなく、直面するリスクに対して自己資本充実度を評価することとしています。 したがって、自己資本充実度の評価は「金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己資本充実度の評価を行うこと」となります。</li> <li>・自己資本充実に関する施策の実施 基本的に、そのようなご理解で差し支えありません。</li> </ul>
82	自己資本	I. 【検証ポイント】	全国地方銀行協会	<p>「統合的リスク管理部門が自己資本充実度評価の役割を担っている場合は、自己資本管理態勢の自己資本充実度評価の検証項目と統合的リスク管理態勢の検証項目を一体として検証し、自己資本充実に関する問題点は自己資本管理態勢の問題点として検証する」とあるが、統合的リスク管理態勢の検証項目で、（自己資本管理態勢の自己資本充実度評価の検証項目と）一体として検証される範囲とは、具体的にどの部分を指すのか（両チェックリストの検証項目の切り分けを明確にしていきたい）。</p>	<p>統合的リスク管理態勢の検証に当たって、統合的リスク管理態勢の検証項目に加えて、自己資本管理態勢の確認検査用チェックリストに記載されている自己資本充実度の評価に係る全ての検証項目についても検証を行い、自己資本充実度の評価に係る検証項目について問題点が認められた場合には、自己資本管理態勢の問題点として管理態勢を評価することになります。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
83	自己資本	I.1.③	全国銀行協会	<p>以下の通り、修正（案）を提示するので検討願いたい。</p> <p>取締役会は、経営方針、金融機関全体の戦略目標及び各部門の戦略目標に則り、経営計画を策定し、組織全体に周知させているか。経営計画の策定に当たっては、<u>リスク・プロフィール及び業務を取り巻く状況を分析し、自己資本充実度の評価を踏まえているか。現在及び将来において必要となる自己資本の額を戦略目標と関連付けて分析し、戦略目標に照らして望ましい自己資本水準、必要となる資本調達額及び適切な資本調達方法等を踏まえているか。また、自己資本水準の目標とリスク・プロフィール及び業務を取り巻く状況について、整合性を確保しているか。また、必要に応じ、資本調達額及び適切な資本調達方法を踏まえているか。</u></p>	<p>現在及び将来において必要となる自己資本の額を戦略目標と関連付けて分析し、戦略目標に照らして望ましい自己資本水準、必要となる資本調達額、適切な資本調達方法等を踏まえて経営計画を策定することが重要です。</p> <p>また、自己資本水準の目標については、リスク・プロフィール及び業務を取り巻く状況との整合性を確保していることが重要です。</p>
84	自己資本	I.1.③	全国銀行協会	<p>経営計画を組織全体に周知させることは、経営計画の詳細（＝経営計画そのもの）を周知させるということではなく、その概要等を周知させるという理解でよいか。</p>	<p>基本的に、そのようなご理解で差し支えありません。</p>
85	自己資本	I.1.④	全国銀行協会	<p>以下の通り修正案を提示するので検討願いたい。</p> <p>取締役会は、経営計画、金融機関全体の戦略目標、各部門の戦略目標及び自己資本管理方針に則り、<u>自己資本充実度の評価を踏まえた適切な自己資本水準の目標を達成するための</u>資本計画等を策定しているか。資本配賦運営を行っている場合は、リスクに配賦する資本（以下「リスク資本」という。）の算定根拠と各リスク資本枠について、明確に記載されているか。</p>	<p>「自己資本充実度の評価を踏まえた」上で、適切な自己資本水準の目標が決定されますので、あえて記載する必要はないと考えます。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
86	自己資本	I.1.④	第二地方銀行協会	「…適切な自己資本水準の目標を達成するための資本計画等を策定しているか」とあるが、資本計画等とは具体的にどのようなものを想定しているのか。資本調達計画とは異なるのか。	戦略目標に照らして望ましい自己資本水準、必要となる資本調達額、適切な資本調達方法等が記載されている計画書を想定しています。
87	自己資本	I.2.①	第二地方銀行協会	「管理者（以下本チェックリストにおいて単に「管理者」という。）に策定・周知させているか。」という記載は、「管理者（以下本チェックリストにおいて単に「管理者」という。）に策定させ、関係部署に周知させているか。」とすべきである。	ご意見を踏まえ、修正いたしました。
88	自己資本	II.1.①	第二地方銀行協会	「管理者は、事業の規模・特性及びリスク・プロファイル並びに自己資本管理手法を十分に理解し、…」とある一方、II.1.②では、「業務の規模・特性及びリスク・プロファイル」とされており、統一されていない。	ご意見を踏まえ、「業務」に統一いたしました。
89	自己資本	II.1.③(i)	第二地方銀行協会	「自己資本管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。」とは、何に対するどのような牽制機能なのかを明確にしていきたい。	他の部門に報告を求める、営業推進部門等の影響を受けずに自己資本充実度の評価・モニタリングを行うなど、主にII.2以降に記載している内容を適切に機能させるための牽制機能のことです。
90	自己資本	II.1.③(ii)	第二地方銀行協会	「リスク限度枠の遵守状況・使用状況」という記載は、「リスク限度枠の遵守状況・使用状況（リスク限度枠を設けている場合）」としていただきたい。	本記載部分は何らかの限度枠が設けられていることを想定しています。なお、本項目はあくまでも例示となっています。

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
91	自己資本	II.1.③(iv)	全国銀行協会	<p>「管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合う、信頼度の高い自己資本充実度評価システム及び自己資本比率算定システムを整備しているか」とあるが、本項でいう「システム」をパッケージシステムとみなすとすると、通常想定しがたいため、本項は削除してほしい。</p> <p>また、削除できない場合には、一般的なコンピュータを指すとしてもその概念が広いため、ここで意味している趣旨を具体的に明らかにしていただきたい。</p>	<p>システムについては、以下のとおり注記を追加いたしました。</p> <p>「システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。」</p>
92	自己資本	II.2.(1)②(i)/II.2.(3)①	全国銀行協会	<p>「前提条件等の不確実性のモニタリング」の意味が不明のため、どのようなことを想定されているのか教えていただきたい。</p>	<p>ご質問を踏まえ、「前提条件等の不確実性のモニタリング」を「前提条件等の妥当性のモニタリング」と修正いたしました。</p>
93	自己資本	II.2.(2)①	全国地方銀行協会	<p>「自己資本充実度を評価するための自己資本」と「自己資本比率規制上の自己資本」という表現があり、前者はいわゆる経済資本（エコノミック・キャピタル）を、後者は規制資本（レギュラトリ・キャピタル）を意味するものと思われるが、前者の表現がこのままでは分かりにくいいため、より明確な表現に改めていただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「自己資本充実度の評価において、評価の基準となる自己資本」の記載を追加し、明確化しました。（I.2.②へ移動）</p>
94	自己資本	II.2.(2)①	第二地方銀行協会	<p>「…取締役会等は、自己資本を定義する際、自己資本充実度を評価するための自己資本と、自己資本比率規制上の自己資本、基本的項目(Tier I)、補完的項目(Tier II)、又は株主資本等との関係に照らし、決定根拠を明確にしているか」という部分の記載はIに移すべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、I.2.(2)①の内容をI.2.②へ移しました。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
95	自己資本	Ⅱ. 2. (2)② (ii)	全国銀行協会	「自己資本充実度の評価において管理対象としないリスクが存在する場合は、その影響が軽微であることを確認しているか」は、削除していただきたい。	管理対象外のリスクの影響度を確認することは重要であると考えます。合理的な理由がある場合には、重要なリスクを自己資本充実度の評価の枠外で管理することを否定するものではありません。(42番参照)
96	自己資本	Ⅱ. 2. (2)④	第二地方銀行協会	「適切なストレス・シナリオを複数作成し、自己資本及びリスクへの影響度を分析し、自己資本充実度の評価を行っているか」とあるが、当該部分は、ストレス・シナリオ下の損益の試算により、影響度をみるということであり、リスク計量化を求めるものではないという理解でよいか。	必ずしもリスク計量化を求めるものではありません。
97	自己資本	Ⅲ. 1. ④	全国地方銀行協会	「マーケット・リスク相当額不算入の特例」(自己資本比率告示(金融庁告示第19号)第27条、第39条)に関する記述を追加していただきたい。	ご意見を踏まえ、「自己資本比率の算式」に係る記載を追加し、その中で「マーケット・リスク相当額不算入の特例」について記載いたしました。
98	オペ	全般	第二地方銀行協会	検証ポイントに、「金融機関が採用しているオペレーショナル・リスク定量(計量)化手法(基礎的手法、粗利益配分手法も含む。)の複雑さや高度化の水準に見合った適切なオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢が構築されているかを検証することが重要」とされているが、Ⅰ、Ⅱでは、基礎的手法採用行に求められるレベル感がつかめるよう、ミニマム・スタンダードの例示を掲載していただきたい。	本チェックリストにおいては、告示で定められているどの手法(基礎的手法、粗利益配分手法及び先進的計測手法)を採用しようと、当該金融機関における業務の規模・特性及びリスク・プロファイル等に見合った適切なオペレーショナル・リスク管理態勢が整備されているかどうかを検証することとしております。したがって、本チェックリストに基礎的手法採用行に求められる画一的なレベル感を示すものではないので、ミニマム・スタンダードの例示は記載しておりません。

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
99	オペ	I. 【検証ポイント】	全国信用金庫協会	比較的小規模な金融機関の場合、オペレーショナル・リスクの総合的管理と統合的リスク管理とに、かなり重複感がある。その前提で、管理態勢を整備しても差し支えないか。	ご質問にある重複感とは具体的にどのようなものか分かりかねますが、例えば、統合的リスク管理部門において、オペレーショナル・リスクの総合的な管理を担当することは考えられます。この場合においては、当該金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ機能的な側面から見て独立した部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証いたします。なお、この点については、注記(P3)に記載しております。
100	オペ	I. 【検証ポイント】	全国銀行協会	オペレーショナル・リスクの総合的な管理とは、「金融機関全体として総合的にオペレーショナル・リスクを特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減すること」と定義しているが、「金融機関全体として総合的に」という箇所が漠然としているため、明確化していただきたい。	オペレーショナル・リスクは、あらゆる部署で顕在化する可能性があるため、当該リスクについて、金融機関全体として、何を管理対象とすべきか考え、重要なオペレーショナル・リスクを見落とししていないか目を配り、また、全体の状況がどうなっているかを俯瞰的にみてチェックし管理することを、オペレーショナル・リスクの総合的な管理と考えております。
101	オペ	I.1.①/ I.2.①	全国銀行協会	本金融検査マニュアル上の「管理者」、I1①の「オペリスク担当取締役」、「執行役員（オペリスクの管理について業務執行権限を授けられたもの）」とは同じものなのか、異なる場合は、その違いを明示していただきたい。	「管理者」とは、各管理部門における、各部門の上級管理職（取締役を含む。）を表します。管理者は取締役である必要はありませんが、担当取締役が管理者を兼ねることもあると考えます。なお、お示しの「執行役員（オペリスクの管理について業務執行権限を授けられたもの）」という表現は現行検査マニュアル及び金融検査マニュアル改訂案には存在しません。

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
102	オペ	I.1.②	全国銀行協会	<p>2頁「I.2.①」の「オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門」、6頁「II.1.②」で定義する「各オペレーショナル・リスク管理部門」、「営業部門から独立したオペレーショナル・リスクの管理を行う部門」は同じものと考えてよいか、確認したい。</p>	<p>本チェックリストにおいて、「各オペレーショナル・リスク管理部門」とは、事務リスク管理部門、システムリスク管理部門及びその他オペレーショナル・リスク管理部門と定義しております。</p> <p>また、これらの部門を総合的に管理する部門を、「オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門」と定義しております。</p> <p>本チェックリスト上においては、「営業部門から独立したオペレーショナル・リスクの管理を行う部門」という記載はありません。本チェックリストは、「オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門」が、各業務部門に対する牽制機能を発揮しているかどうかの観点で記載しているものであり、営業部門からの独立を求めているものでもなければ、また、それにより十分であるとしているものでもありません。</p> <p>なお、告示における粗利益配分手法の使用に係る承認基準に「営業部門から独立したオペレーショナル・リスクの管理を行う部門」の記載がありますが、金融検査では、金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、適切なオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備等がなされているかについて検証をするため、その点について金融検査マニュアルで具体的着眼点等を整理しております。</p>
103	オペ	II.1.②	全国銀行協会	<p>6頁「II.1.②」の「オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門において、各オペレーショナル・リスク管理部門を総合的に管理する態勢に関する取決め」とは、どのような管理を行うことなのか漠然としているため、その定義を明示していただきたい。</p>	<p>当該取決めの内容については、金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じて様々であることから、画一的に定義することはできないと考えます。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
104	オペ	Ⅱ. 2. (2)④	全国銀行協会	「オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門」及び、「各オペレーショナル・リスク管理部門」は、少なくとも、営業部門から独立することが求められているという理解なのかどうか確認させていただきたい。	「オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門」及び「各オペレーショナル・リスク管理部門」については、各業務部門に対する牽制機能を発揮しているかどうかの観点で記載しております。
105	オペ	I. 1. ②/ Ⅱ. 1. ②	全国信用金庫協会	バーゼルⅡにおいて基礎的手法を採用する場合、新たにオペレーショナル・リスク管理部門を設置しないケースが多いと想定されるため、自己資本管理態勢の脚注1及び5と同様に、統一的なオペレーショナル・リスク管理方針や同規程を作成する必要はないことを明記していただきたい。	統一的なオペレーショナル・リスク管理方針やオペレーショナル・リスク管理規程に限らず、当該金融機関として、オペレーショナル・リスクを総合的に管理する上での方針や取決めについて規定されていればよいと考えます。 なお、本日公表し意見公募手続を開始いたしました金融検査マニュアル改訂案「オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（案）（別紙 1～3）」において、事務リスク管理、システムリスク管理等に係る管理方針及び管理規程の整備がなされているかについて記載しております。
106	オペ	I. 2. ③(ii)	全国地方銀行協会	「例えば、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の担当者を配置し、管理者と連携させる等の工夫が望ましい」とあるが、ここでいう「担当者」とはどのような者を指すのか（どの部門に配置し、どのような業務を「担当」させることを想定しているのか）、また、「管理者」とはオペレーショナル・リスクの総合的な管理部門を意味するのかを、明確にさせていただきたい。	ご指摘の箇所は、あくまでも例示であり、金融機関が業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じて態勢整備することが必要と考えます。 なお、「管理者」の定義は、I. 2. ①をご参照下さい。



番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
107	オペ	I. 2. ②(i) 脚注1	全国銀行協会	注書の「責任者」の定義・レベル・職責等を確認させて頂きたい。特に、総合的な管理部門を設置せず、「責任者が担当する場合は」との記載があることを踏まえ、その場合には、本検査マニュアルでの管理者の職責（Ⅱで示されている）は、責任者が行うという趣旨なのかを確認させていただきたい。	オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門を独立した態様で設置していない場合の例示として、部門や部署ではなく責任者が管理を担当することを記載しております。金融検査マニュアル改訂案において、責任者についての定義等は定めておらず、責任者が当該管理を担当する場合には、当該部門と同様の機能を備えているかについて検証するものとしております。また、基本的には、責任者が部門の機能を有している場合は、Ⅱ.の管理者の職責も担うことになると考えます。
108	オペ	I. 2. ⑤	全国銀行協会	監査役への報告態勢について、注3にも記載されている監査役の独立性の観点並びに統合的リスク管理態勢及び自己資本管理態勢の確認検査用チェックリストとの平仄を踏まえ、「取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合は、」としたほうがよいのではないかと考えます。	ご意見を踏まえ、修正いたしました。
109	オペ	I. 3. (1)①	全国銀行協会	金融検査マニュアル上、外部監査は「必須」なのか、それとも、「各行の判断で任意に外部監査を実施した場合は」という趣旨なのかを確認させていただきたい。	本チェック項目は、外部監査を実施している場合に、その結果を踏まえ、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の状況について分析・評価を行っているかを検証するものです。
110	オペ	Ⅱ. 1. ③(iii)	全国銀行協会	銀行にとって業務範囲を拡充する「新規の業務の開始」及び「新規の商品の取り扱い」と、既存業務内で全部又は一部の業務を外注する「新規の外部委託等」とでは、検証すべきリスクの観点は異なるものの、その後のモニタリングの必要性等において両者に差が出ることを踏まえ、前者と後者を同一体系にするか、別体系にするか、また、一つの部署で管理するか、複数部署にするかについては金融機関の判断に委ねていただきたい。よって、「統合的リスク管理部門」を「統合的リスク管理部門等」に変更していただきたい。	新規の商品の取扱い及び新規の業務の開始等において、事前の審査及び商品を必要と定める内容は、金融機関自らが統合的リスク管理方針等において規定するものと考えます。よって、ご意見を踏まえ、修正いたしました。

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
111	オペ	Ⅱ.1.③(v)	全国銀行協会	<p>確かに、専門性を持った人材をヘッドハントした場合でも、当該金融機関における業務特性等を踏まえるためには研修は必要と思われる。しかしながら、本邦金融機関における人材育成は、依然としてプロパー社員のジョブローテーションやOJTの占める部分が多い。本金融検査マニュアルは検査官が使うものであり、杓子定規な検査が行われないう、表現には細心の注意を払うべきである。そこで、他の項目（例えば、Ⅰ.2.③(i) (p3) やⅢ.2.(2)①(iv) (p11) と同様に「～研修態勢を整備する等、～」にすべきと考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「管理者は、オペレーショナル・リスクの総合的な管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、」と修正いたしました。</p>
112	オペ	Ⅱ.1.③(v)	全国銀行協会	<p>Ⅰ.2.③(i)と平仄を合わせ、本項の書き振りは、「管理者は、<u>オペ</u>リスクの総合的な管理を実効的に行う能力を向上させるため、<u>例えば、研修態勢を整備する等</u>として、専門性を持った人材の育成を行っているか」に修正いただきたい。</p>	
113	オペ	Ⅱ.1.③(iv)/ Ⅲ.2.(3)②/ Ⅲ.2.(6)	全国銀行協会	<p>オペレーショナル・リスク管理システムは、オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合体であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものを指すのか明確化していただきたい。また、「Ⅲ.2.(3)②」の4つ目の「・」の「経営陣向けの情報システム」、「Ⅲ.2.(6)③」の「オペレーショナル・リスク計量システム」との関係、その定義についても、併せて確認させていただきたい。</p>	<p>「オペレーショナル・リスク管理システム」とは、例えば、ご意見のようなものも含まれると考えます。  「経営陣向けの情報システム」とは、経営陣が当該リスクの情報を把握するためのシステムと考えております。  「オペレーショナル・リスク計量システム」とはオペレーショナル・リスク全体を計量するためのシステムと考えております。なお、オペレーショナル・リスク計量システムは、オペレーショナル・リスク計量モデルと修正いたしました。  これらのシステムが同一であるか否か等の関係は、金融機関がどのようにシステムを構築するかにより異なるものと考えます。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
114	オペ	Ⅱ.2. (1)③ (i)	全国地方銀行協会	<p>「定量化手法として財務諸表の指標（粗利益、経費等）等に一定の掛目を掛けてオペレーショナル・リスク量を算出する場合、使用する指標の種類や掛目の水準を合理的に設定しているか」とあるが、バーゼルⅡでいう基礎的手法や粗利益配分手法を採用している場合、指標の種類や掛目の水準は自己資本比率告示（金融庁告示第 19 号）で定められているなか、ここでいう「合理的に設定している」とは、どのようなことを意味しているのか。</p>	<p>バーゼルⅡの第2の柱におけるオペレーショナル・リスクの内部管理上、第1の柱におけるオペレーショナル・リスク相当額を算出する際の掛目をを用いているからといって必ずしも正当であるとはいえません。</p> <p>しかしながら、そのような方法が、当該金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らし、不適当となるような特殊事情がないということであれば、合理的に設定されているものと考えます。</p>
115	オペ	Ⅱ.2. (1)③	第二地方銀行協会	<p>「… また、スコアリング手法等により、オペレーショナル・リスクの総合的な管理水準の向上、内外環境の変化、影響の大きい内部損失の発生等に応じて、指標や掛目を適切に見直しているか」とあるが、基礎的手法では掛目が既に定められていることから、見直しは必要ないという理解でよいか。</p>	

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
116	オペ	Ⅱ. 2. (1)③ (i)	預金等受入 金融機関	<p>定量化手法として告示に定める基礎的手法・粗利益配分手法を用いている場合、下記の理由等から、本項目記載のように管理水準の向上・内外環境変化・内部損失等から、理論的に指標や掛目水準の合理性を説明し見直すことは困難であると思われます。(この場合には、自己資本充実度評価の観点から、各金融機関が業務上の特性等を勘案の上オペリスクに対して十分なリスク資本を配賦していることを検証しているかがチェックポイントとなると考えます。)</p> <p>【理由等】バーゼルⅡの検討過程を振り返ると、粗利益配分手法等財務諸表の指標に一定の掛目を掛けてオペリスク量を算出する、いわゆるトップダウンアプローチの採用に当たっては、MRCの一定量をオペリスクに割り当てるとの前提からスタートし、金融機関平均的に財務指標等に対してどの程度の掛目となるかが、バーゼル委員会によって提示されたというのが実態であると理解しています。よって、掛目の前提となるデータ等が公開されない限り、一金融機関が独自に理論的に合理性のある見直しを行うのは困難であると考えます。</p>	同上

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
117	オペ	Ⅱ. 2. (1)② (ii)	全国銀行協会	<p>①「脆弱性」の表現は、金融機関にとっての「致命的欠陥」と受け止められかねず、金融機関が自ら「脆弱性がある」と認定し難いジレンマに陥る可能性があると思われる。その場合、検証のポイントに述べられた「オペレーショナル・リスクを特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減する」というオペレーショナル・リスクの管理の趣旨を逸脱したものになる懸念がある。全ての金融機関にとってリスクを幅広く洗い出すインセンティブが働きやすいような表現になるように配慮すべきと考える。</p> <p>②オペレーショナル・リスクを評価する際に、顕在しているリスクのみならず、シナリオ分析を用いることにより潜在しているリスクについても評価（＝特定）している趣旨を明確にするために、「網羅的に」との表現を追加し、「当該金融機関のオペレーショナル・リスクを網羅的に把握しているか。」とするのが適切と考える。</p>	ご意見を踏まえ、修正いたしました。
118	オペ	Ⅲ. 1. (1)	全国銀行協会	<p>「外部委託の費用に当たるもの」を全て特定し、役員取引等費用に含まれていることを確認するのは、非常に煩雑な作業となる。ここでは、「外部委託に該当しないもの」の基準が適切かどうかを確認することでよいと考える。よって、「外部委託の費用に当たるもの（あるいは外部委託の費用に当たらないもの）を判別する基準を策定しているか」と修正していただきたい。</p>	ご意見を踏まえ、修正いたしました。

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
119	オペ	Ⅲ. 2. (6)① (ii)	全国銀行協会	<p>Ⅲ. 2. (6)①【外部業者が開発したオペレーショナル・リスク計量システム】(ii)について、Ⅲ. 2. (5)③【計量手法等の検証態勢及び管理態勢】における文言との統一性を持たせるため、計量手法の妥当性検証につき、「・・・及び内部監査部門は、・・・」の部分、「・・・及び各業務部門から独立した他の組織（例えば、内部監査部門、外部コンサルタント等）は、・・・」と修正していただきたい。</p>	<p>Ⅲ. 2. (3)③【計量手法等の検証態勢及び管理態勢】について、以下のとおり修正いたしました。</p> <p>(修正前) 「オペレーショナル・リスク計量手法及び前提条件等については、各業務部門から独立した他の組織（例えば、内部監査部門、外部コンサルタント等）において、その妥当性を定期的に検証しているか。」</p> <p>(修正後) 「オペレーショナル・リスク計量手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者より、開発時点及びその後定期的に、オペレーショナル・リスク計量手法、前提条件等の妥当性について検証されているか。」</p>
120	オペ	Ⅲ. 2. (6)② (i)	全国銀行協会	<p>ブラックボックスの定義が不明確であるため、計量手法（モデル）に関してのブラックボックスとは具体的に何を意味するのか確認させていただきたい。</p> <p>ブラックボックス部分が完全になくなることは困難であるため、「計量手法に関するブラックボックスの部分はないか」については、削除、又は「ブラックボックスがある場合には、計量手法の主要な特徴について妥当性を検証しているか。」の文言の追加をしていただきたい。</p>	<p>ご指摘の点については、「パーゼルⅡに関する Q&amp;A」の第 191 条- Q1 に記載されている内容を参照願います。また、ご意見を踏まえ、「仮に、ブラックボックスの部分がある場合には、計量モデルの妥当性について検証しているか。」を追加します。</p>
121	オペ	Ⅲ. 2. (6)③	全国銀行協会	<p>他のリスクにおいては、これまで、計量モデルの開発業者に関してこのような項目はないはずであり、オペレーショナル・リスクのみにこのような項目を入れる趣旨が不明であることから、趣旨を確認させていただきたい</p>	<p>オペレーショナル・リスク計量モデルを開発業者に開発させる場合は、モデルの運用が継続的に行えるような適切な開発業者と委託契約し、契約後も開発業者を適切に管理する必要があると考えるので、本チェックリストのほか、本日公表し意見公募手続を開始いたしました金融検査マニュアル改訂案「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（案）」、「市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（案）」にも同様に記載しております。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
122	オペ	Ⅲ. 2. (6)③ (i)/(iii)	全国銀行協会	<p>Ⅲ. 2. (6)の外部業者が開発したオペレーショナル・リスク計量システムの③(i)の「定期的に、開発者の評価・・・」及び(iii)の「計測手法の妥当性の検証状況について、定期的に報告・・・」において、「定期的な対応」を全ての開発業者に求めるのは過度な対応であるため、「定期的」の後に「又は必要に応じ随時」の文言を追記していただきたい。</p>	<p>Ⅲ. 2. (6)(i)については、委託契約を行った開発業者との間で、継続的にモデル運用を行うことができるように外部開発業者を定期的に評価する必要があると考えます。</p> <p>Ⅲ. 2. (6)(iii)の開発業者におけるモデルの妥当性の検証状況については、必ずしも定期的にモデルを変更していない場合があることから、ご意見を踏まえ、修正します。</p> <p>なお、外部業者が開発したモデルについて、金融機関自ら検証することを妨げるものではありません。</p>
123	オペ	Ⅲ. 2. (6)③ (iii)	全国銀行協会	<p>Ⅲ. 2. (6)の外部業者が開発したオペレーショナル・リスク計量システムの③(iii)の表現は、開発業者による定期的な検証を義務付けているかのようにも読める。ユーザーである金融機関主体の検証となる場合は、開発業者による定期的な検証は必ずしも実施されない。開発業者において実施する(した)場合の報告態勢を論じるのであれば、そのような趣旨の表現にしていきたい。ついては、本項は、必ずしも、システム開発業者が定期的な検証を行うことを求めているものではないことを確認したい。また、上記事項が確認できた場合、表現の変更を検討願いたい。</p> <p>(例)「システム開発業者が計量手法の妥当性検証を実施する(した)場合、その検証状況について報告を受けられる態勢となっているか。」</p>	
124	オペ	Ⅲ. 2. (5)①	全国銀行協会	<p>マーケット・リスクに関する現行金融検査マニュアルに、統一的な指標が用いられているのは認識しているが、オペレーショナル・リスクに共通した統一的な尺度(指標)とは、どのようなものを指すのか、明示(または例示)していただきたい。</p>	<p>当該検証項目で例示しておりますが、例えば、VaR法等の合理的、かつ、客観的で精緻な方式を考えております。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
125	オペ	Ⅲ. 2. (1) (iii)	全国銀行協会	<p>「オペレーショナル・リスク計量手法で算出された結果を踏まえ、リスク資本の配賦の方針を策定しているか」との記述について、「リスク資本の配賦」とは、「主要ビジネスラインのオペレーショナル・リスクに資本を配賦する手法」と考えてよいか。また、「オペレーショナル・リスク計量対象外のリスクがある場合には」との記載は、合理的な理由があれば計量手法で算出しなくとも良いという趣旨なのかを確認させていただきたい。</p>	<p>「リスク資本の配賦」とは、「自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト」で記載しております「資本配賦運営」のことを意味します。オペレーショナル・リスクの内部管理上、資本配賦運営を行っている場合、オペレーショナル・リスク計量手法で算出された結果を踏まえ、資本配賦運営の方針を策定しているかについて検証するものです。</p> <p>金融機関の内部管理において、計量対象外とするオペレーショナル・リスクがあることも考えられますが、その場合、合理的な理由が必要と考えます。</p> <p>なお、当該検証項目について、趣旨を明確化するため、修正いたしました。</p>
126	オペ	Ⅲ. 2. (5)②	全国銀行協会	<p>一つ目の「・」では「内部損失事象を適切に把握しているか。また、外部情報や業務プロセス等の評価結果から策定したシナリオについても損失事象として考慮しているか」との記載であるが、何故、シナリオについて損失事象として考慮しなければならないのか、その理由を明確にさせていただきたい。</p>	<p>本チェックリストにおいては、先進的計測手法(AMA)について記載しておりません。オペレーショナル・リスクの内部管理において、計量手法を用いている場合の検証項目を記載しております。しかしながら、当該検証内容が、限定的な方法についての記載となっていたため修正いたしました。</p>
127	オペ	Ⅲ. 2. (1) (ii)	第二地方銀行協会	<p>「… また、連結対象となる子会社に対しても問題がないか確認しているか」という記載は、「… また、オペレーショナル・リスク計量手法を用いる子会社に対しても問題がないか確認しているか」とすべきである。</p>	<p>ここでは、全ての連結対象となる子会社に対して、オペレーショナル・リスク計量手法(モデル)について用いることを求めている訳ではありませんが、計量手法を用いるかどうかについての検討を行い、用いていない場合においてもオペレーショナル・リスクの内部管理上、問題等がないかについて確認することは必要と考えます。</p>



番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
128	標準的 手法の 検証項 目リス ト	I.1.	預金等受入 金融機関	<p>「適格格付機関の格付(中略)を内部管理において使用している場合、格付使用基準を当該内部管理における使用方法と整合的なものになっているか。」とあるが、この「整合的」とは、内部管理で使用する外部格付機関とバーゼルⅡ標準的手法で使用する格付機関の一致ではなく、内部管理において恣意性なく適切に外部格付を利用して最終債務者格付を付与していればよいとの理解でよいか。</p>	<p>平成18年2月23日に公表した『新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見募集の実施について』への意見一覧(標準的手法)の4番の回答をご参照ください。</p> <p>〔番号〕 4</p> <p>〔条文〕 第50条(信組第21条第3項)</p> <p>〔意見の概要〕 適格格付機関の格付の使用方法について、リスク・ウェイト判定上の基準と内部管理上の基準の整合性が求められているが、① 本告示で使用する適格格付機関が内部管理で使用する適格格付機関と同じであれば、整合性は満たされると理解してよいか。② ①に加え、利用する格付の種類(個別格付、債務者信用力格付、短期格付、ントリー・リスク・スコア)まで内部管理上も同じにする必要があるのか。③ ①、②に加え、複数の格付がある場合の取扱い(告示案第24条)を内部管理上も同じにする必要があるのか。④ ①、②、③でもない場合、求められる整合性の度合いを具体的に示してほしい。</p> <p>〔回答〕 内部管理上の基準との整合性については、リスク・アセットの額を意図的に小さくするといった行為を防止するためのものであり、内部管理上の格付の利用との完全な一致を求めるものではありません。少なくとも例示の①を満たしていることは必要と考えられますが、内部管理上の基準との整合性については個々の事案に即した判断が必要であり、画一的な回答は困難であると考えます。なお、本条第3項の趣旨は、内部管理上の格付の取扱いを本告示(自己資本比率算出)上の取扱いに合わせることを求めるものではないことにご留意願います。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
129	標準的 手法の 検証項 目リス ト	I. 2.	日本公認会 計士協会	依頼・非依頼格付の確認の頻度（自己資本比率の計算の都度等）及び確認の方法（確認書又はウェブサイトによる確認等）を明確にすることが望ましい。	「標準的手法の検証項目リスト」（以下、「本検証項目リスト」という。）は、告示を整理したものであり、ご指摘の内容は告示及び「バーゼルⅡに関する Q&A」についての今後の検討状況等を踏まえながら、適切に対応していきたいと考えています。
130	標準的 手法の 検証項 目リス ト	I. 2.	全国銀行協 会	本件は、信用リスクを対象とするもので、マーケット・リスクについては該当しないと解釈してよいか。	本検証項目リストは、「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（案）」の別紙として位置付けられており、信用リスクが対象となっております。
131	標準的 手法の 検証項 目リス ト	Ⅱ. 1. (1)	日本公認会 計士協会	「バーゼルⅡに関する Q&A」に記載のある一の債務者として主たる債務者と名寄せするものを本検証項目リストに記載すべきである。	本検証項目リストの冒頭第二段落に「本検証項目リストを参考にして、告示及び『バーゼルⅡに関する Q&A』等に基づき」と記載している通り、本検証項目リストに直接的な記載がないとしても、これらの内容も踏まえて検査を行うこととなります。 なお、「告示及び『バーゼルⅡに関する Q&A』等」の中には、パブリック・コメントにおいて寄せられたご意見への回答も含まれます。
132	標準的 手法の 検証項 目リス ト	Ⅱ. 1. (5)	日本公認会 計士協会	平成 17 年 3 月 31 日に公表された「『新しい自己資本比率規制の素案に対する意見募集の実施について』への意見一覧（標準的手法）」にて、「証券化エクスポージャーに該当しない投資信託、REIT、代替投資等の保有分については、原則として当該投資手段（投資信託等）の構成資産の信用リスク・アセットの額を用いて信用リスク・アセットの額の計算をする」とされている。上記内容を検査対象とするのであるならば、検証項目リストに記載すべきであると考えらる。	

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
133	標準的 手法の 検証項 目リス ト	Ⅱ. 1. (1)	日本公認会 計士協会	告示第 69 条の抵当権付住宅ローンの要件を満たさない住宅ローンについて、中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例を適用して 75% のリスク・ウェイトを適用する場合は、要件を満たさない住宅ローンについて他の住宅ローン以外のエクスポージャーとあわせて名寄せを行い、1 億円及び 0.2% の要件の判定を行う必要があると考えてよいか。	基本的に、そのようなご理解で差し支えありません。
134	標準的 手法の 検証項 目リス ト	Ⅱ. 1. (1)	弁護士事務 所	貸出実行時にエクスポージャーが抵当権により完全に保全されていた抵当権付住宅ローンが、貸出実行後の自己資本比率を算定するある時点において、担保物件価格の下落等により、抵当権により完全に保全されていない事態に陥った場合のリスク・ウェイトは、「Ⅱ. リスク・ウェイトの適用 1. エクスポージャー区分 (1)」において示されている要件に合致するならば、全額 75% であるとの理解でよいかを確認したい。	基本的に、そのようなご理解で差し支えありません。なお、「バーゼルⅡに関する Q&A」第 68 条-Q2 のフローチャート「『中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー』の仕分け」もご参照ください。

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
135	標準的 手法の 検証項目リスト	II.1.	弁護士事務所	<p>貸出実行時にエクスポージャーが抵当権により完全に保全されていた抵当権付住宅ローンが、貸出実行後の自己資本比率を算定するある時点において、担保物件価格の下落等により、抵当権により完全に保全されていない事態に陥った場合で、予めエクスポージャーの一定割合部分に適切な信用リスク削減手法が用いられている場合には、</p> <p>(i) 当該一定割合部分については、当該信用リスク削減手法に対応する信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトが適用できるとの理解でよいかを確認したい。</p> <p>(ii) 一定割合部分以外のエクスポージャーについては、「II. リスク・ウェイトの適用 1. エクスポージャー区分 (1)」において示されている要件に合致するならば、全額 75%のリスク・ウェイトを適用すべきか、或いは、抵当権により完全に保全されていると考えられる割合部分については 35%のリスク・ウェイトを適用し、残る部分についてのみリスク・ウェイト 75%を適用すべきかを確認したい。</p>	<p>(i) については、当該信用リスク削減手法が、標準的手法において信用リスク削減効果を認めるに当たっての告示上の要件を適切に満たすものであれば、基本的に、そのようなご理解で差し支えありません。(ii) については、抵当権付住宅ローンとして 35%のリスクウェイトの適用対象となるか否かの判断は、当該住宅ローン全体の保全状況に応じて行われることとなります。従って、担保・保証等の信用リスク削減効果が勘案されない部分のみに着目して抵当権による保全状況を判断することは認められません。ご指摘のようなケースにおいては、当該住宅ローン全体及び同一債務者に対する他のエクスポージャーの合計額について、告示第 68 条の要件を満たしている場合には、75%のリスク・ウェイトが適用されることとなります(上記 133 番をご参照ください)。</p>
136	標準的 手法の 検証項目リスト	II.1.	日本公認会計士協会	<p>抵当権により完全に保全されていることを確認する頻度について検証項目リストに記載すべきである。</p>	<p>平成 18 年 2 月 23 日に公表した「『新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見募集の実施について』への意見一覧(標準的手法)」の 38 番の回答において、「金融庁としては、莫大なコストをかけて評価替えを行なうことを求めるものではありません。不動産の状況は多様であることから、画一的方法をお示しするのは困難であると考えます。」としているところであり、每期において担保物件の再評価を行うことを必ずしも求めるものではありません。</p> <p>また、保全状況の確認頻度の基準を本検証項目リストで画一的にお示しすることは適当ではないと考えます。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
137	標準的 手法の 検証項 目リス ト	Ⅱ. 1.	弁 護 士 事 務 所	<p>「②当該エクスポージャーが抵当権により完全に保全されていること」との要件は、ローン実行時のみならず、ローン実行後においても満たすことが求められ、従って、当該要件を満たしていることを証するため、貸出金融機関は、毎期毎に当該担保物件の再評価を行う必要があるとの理解でよいかを確認したい。</p>	同上
138	標準的 手法の 検証項 目リス ト	Ⅳ. (6)	証券会社	<p>事業用不動産向け貸付ないし事業用不動産そのものを裏付資産とするSPVに対するエクスポージャーが、優先・劣後・最劣後（エクイティ）に階層化されている場合、上場不動産投資信託（J-REIT）の取扱いに準拠すれば、最劣後（エクイティ）部分は株式と同様のリスクウェイト（すなわち100%）になると考えられる一方、劣後部分で格付が取得されていない場合は、自己資本控除という取扱いになる可能性がある。このとき、優先劣後関係とリスクウェイトが逆転し、整合性がとれなくなる可能性があるが、ご意見をお聞かせ願いたい。</p>	<p>標準的手法においては、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引は、告示第1条第2号に基づき、証券化取引と定義されます。従って、御指摘のような事例で、優先部分から最劣後部分までが優先劣後構造を構成する場合には、全て証券化エクスポージャーとして区分されることになると考えられることから、無格付の最劣後部分は100%のリスク・ウェイトを適用するのではなく、第249条に基づき自己資本控除となります。</p>
139	内部格 付手法 の検証 項目リ スト	総論	全 国 銀 行 協 会	<p>総論部分の「自己資本比率の正確性・客観性を担保する堅固な内部統制」の範囲は「自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 1. 自己資本比率の算定の正確性」をカバーしていると理解してよいか。</p> <p>それと関連して、内部格付手法の検証リスト総論部分に「自己資本比率の正確性・客観性を担保する堅固な内部統制」とあることから、信用リスク管理態勢の具体的な確認目線には、本検証項目リストに加えて、信用リスク・アセット額の算出に用いたデータやシステムの検証などにより計数そのものの正確性・客観性を担保するプロセスも実質的に含まれているという理解で相違ないか確認したい。</p>	<p>「自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「Ⅲ. 個別の問題 1. 自己資本比率の算定の正確性」では、自己資本の額、マーケット・リスク相当額の合計額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額も含めた正確性について記載されていることから、「内部格付手法の検証項目リスト」（以下、本検証項目リストという。）と対象範囲が異なります。</p> <p>後半のご質問に関しては、基本的に、そのようなご理解で差し支えありません。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
140	内部格付手法の検証項目リスト	総論	日本公認会計士協会	信用リスク削減手法の利用に関しては、本検証項目リストに記載がないが、「標準的手法の検証項目リスト」のⅢ.信用リスク削減手法の利用を参照すると考えてよいか。	<p>本検証項目リストの冒頭第二段落に「本検証項目リストを参考にして、告示及び『バーゼルⅡに関するQ&amp;A』等に基づき」と記載している通り、本検証項目リストに直接的な記載がないとしても、これらの内容も踏まえて検査を行うこととなります。</p> <p>なお、「本邦における証券化取引に対する適格格付の公表要件（案）」は、平成18年7月28日に公表した「バーゼルⅡに関する追加Q&amp;A」の第241条-Q1に記載されています。</p>
141	内部格付手法の検証項目リスト	Ⅲ.3.(1)	日本公認会計士協会	株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法に、標準的手法において債権のリスク・ウェイトがゼロパーセントとされる事業体に対する株式等エクスポージャーには、告示第76条の規定に従い信用リスク・アセットの額を算出することができる旨の項目を追加すべきである。	
142	内部格付手法の検証項目リスト	X.1.	日本公認会計士協会	合成型証券化取引に関する告示の規定（告示第248条第2項）は、検証項目から除外すると考えてよいか。	
143	内部格付手法の検証項目リスト	X.2.	日本公認会計士協会	指定関数方式（告示第257条から第263条）の要件については、検証項目から除外すると考えてよいか。	
144	内部格付手法の検証項目リスト	X.2.(6)	日本公認会計士協会	適格格付機関の付与する証券化取引に対する格付について、平成18年3月31日に金融庁が公表している「本邦における証券化取引に対する適格格付の公表要件」（案）に記載されている要件に関する検証項目は「標準的手法の検証項目リスト」にはあるが「内部格付手法の検証項目リスト」にはないので、内部格付手法においては、当該検証項目は不要と考えるよいか。	

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
145	内部格付手法の検証項目リスト	Ⅲ. 4.	日本公認会計士協会	告示では「ファンド」の定義を記載していないので、本検証項目リストにおいて「ファンド」という語句を定義することなく用いると検証対象範囲が不明確になることが懸念される。「ファンド」の定義を記載すべきである。	ご指摘の箇所は信用リスク・アセットのみなし計算について記載されていることから、項目名を「4. 信用リスク・アセットのみなし計算」とし、記載内容の表記を告示に合わせて修正することにより明確化を図りました。
146	内部格付手法の検証項目リスト	Ⅲ. 4.	日本公認会計士協会	「ファンド」に該当する金融商品を把握する態勢が整備されているかについて検証項目リストに記載すべきである。	
147	内部格付手法の検証項目リスト	Ⅲ. 4. (5)	証券会社	400%を大きく超える高リスク・ウェイト商品が組み込まれていないことを疎明できれば、「400%を下回る蓋然性が高い」と判断してよいか、ご教示いただきたい。たとえば、（上場・非上場を問わず）株式への投資のみのファンドであれば、リスク・ウェイトは最高でも 400%と判断してよいか、ご教示いただきたい。	「当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が 400%を下回る蓋然性が高いと判断する基準」については、金融機関が自らのリスク管理実務等に基づき設定し、その適切性を監督当局に対し説明することが求められます。本件については、「バーゼルⅡに関する Q&A」等を通じて何らかの類型化等が可能か否かを含め、必要に応じ検討したいと考えています。なお、御指摘のように、保有するエクスポージャーの裏付けとなる資産が全て株式のみで構成されていることが明らかである場合は、当該株式に対して告示第 166 条第 3 項第 1 号に規定される簡便手法を適用することを前提とすると、告示第 167 条第 5 項でなく、同条第 1 項に基づき、最大でも 400%のリスク・ウェイトを適用することになると考えられます。

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
148	内部格付手法の検証項目リスト	Ⅲ. 4. (5)	証券会社	十分な観測期間における過去の価格変動（ボラティリティー）を算出し、その水準の高低から「400%を下回る蓋然性が高い」と判断してよいか、ご教示いただきたい。	個々の事案に即して検討する必要がある、画一的な回答は困難です。
149	内部格付手法の検証項目リスト	Ⅲ. 4. (5)	証券会社	ロング・ショート型のファンドを保有する場合、投資対象が明確になっていると、個別の投資対象のリスク量を足し上げるため、たとえば株式Aのロングポジションと株式Bのショートポジションは夫々のリスク量を単純に足し上げる形となります。この場合、リスク管理の観点からはより劣後すると考えられる方法（たとえば、『400%を下回る蓋然性が高い』と判断して400%とする）との対比の観点から、このようなファンドのリスク・ウェイトの上限は400%と事前に社内ルール等で決めておいてリスク量を測ることは可能か、ご教示いただきたい。	ロング・ポジションとショート・ポジションで保有するエクスポージャーについて、裏付けとなるそれぞれのポジションの金額が明らかであるときは、それぞれのポジションを合算した上で、「当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が400%を下回る蓋然性が高い」か否かを判断することになります。このような手順を前提とすれば、ご指摘のようにリスクウェイトの上限を400%に設定する旨の社内ルール等を予め設定しておくことは、必ずしも適当ではないと考えられます。
150	内部格付手法の検証項目リスト	Ⅲ. 6. (3)	日本公認会計士協会	見積残存価額の計算方法が規定されているか、また見積りの妥当性が検証されているか、検証項目リストに記載すべきである。見積残存価額の算定において、計算の方法及び見積りの方法が及ぼす影響は大きいと、計算方法が規定されていること、また見積りの妥当性が検証されていることは重要であると考えます。	金融機関のリース取引の多寡で重要性が異なることから、本検証項目リストに追記は行いませんが、貴重なご意見として今後の検査の参考にさせていただきます。
151	内部格付手法の検証項目リスト	Ⅳ. 1. (4)②	日本公認会計士協会	「同一の債務者に対する複数の事業法人等向けエクスポージャーを有する場合はこれらに対して同一の債務者格付が付与されること。」と規定しているが、グループ内で内部格付手法を採用する金融機関において同一債務者に同一の債務者格付を付与することができないケースも考えられる。	ご指摘の表記は、告示第180条第2項第二号の表記そのものです。



番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
152	内部格付手法の検証項目リスト	VII. 1. (2)	日本公認会計士協会	「一のエクスポージャーについてデフォルト事由が生じた場合、当該エクスポージャーの債務者に対する他のエクスポージャーについてもデフォルト事由が生じたものとしているか」とされているが、これは各金融機関単体ベースに限定されるべきと考えられる。	ご指摘の表記は、告示第 205 条第 2 項の表記そのものです。
153	内部格付手法の検証項目リスト	IV. 6. (8)	日本公認会計士協会	「エクスポージャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる際の主要な要素として外部格付を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れているか。」とあるが、「それ以外の関連する情報」の具体的内容等について明確にすることが望ましい。	本検証項目リストは、告示を整理したものであり、ご指摘の内容は告示及び「バーゼルⅡに関する Q&A」を踏まえ、金融機関が具体的に定めるべきものと考えます。
154			個人 (会社員)	統合的リスク管理態勢の確認検査チェックは、「企業会計審議会内部統制部会」実施基準の中における進捗度判定に平仄を合わせるべきである。 ①当局指標をクリアするためや検査のためにシステム構築する主客転倒がみられる。 ②経営者感覚は一般的に「Risk」の切り口より「Business Continuity」手法が馴染み易い。 ③MOF、BOJ 出身者はすぐ弱音を吐き合併路線しか志向選択肢が浮かばない帰来がある。 (さりとして超ワンマン経営も困り者であるが、現在市場から大方消えている)	今回のパブリック・コメントの対象と直接的には関係がないため、ご意見として承ります。
155			弁護士事務所	「信用リスク検査用マニュアル（別表）1. 債権の分類方法（5）保証等による調整 ①優良保証等」において、幾つかの優良保証が例示されているが、バーゼルⅡの実施に合わせて、優良保証は少なくともバーゼルⅡにおける適格な信用リスク削減手法の要件を満たしていることを明記すべきである。	今回のパブリック・コメントの対象と直接的には関係がないため、ご意見として承ります。

(注) 上記関係箇所において、「統合的」とは、統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト、「自己資本」とは、自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト、「オペ」とはオペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリストをそれぞれ意味する。